

議員提出意見書案第 1 号

福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成 16 年須賀川市議会規則第 1 号）第 8 条第 2 項の規定により提出します。

平成 27 年 3 月 17 日

生活産業常任委員長 八 木 沼 久 夫

須賀川市議会議長 市 村 喜 雄 様

福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書

最低賃金の引上げについては、平成 25 年に政府が決定した経済財政運営と改革の基本方針及び日本再興戦略において引上げの意向が示されているとともに、平成 22 年に合意に至った政労使の代表からなる雇用戦略対話において、平成 32（2020）年までの目標として、できるだけ早い時期に全国最低 800 円（時間額）を確保し、景気状況に配慮しつつ全国平均 1,000 円を目指すこととされている。

最低賃金の引上げは、全労働者の約 4 割を占める非正規労働者の所得の向上に役立つことから、政府が示すデフレからの脱却及び経済の好循環を確固たるものにするためにも、最低賃金の大幅な引上げが必要不可欠である。

また、昨年の消費税率引上げ及び物価高の影響により、とりわけ低所得者層は厳しい生活を余儀なくされており、最低賃金を持つセーフティネット機能を維持するためにも、最低賃金額の引上げと早期の発効が求められている。

あわせて、福島県の復興を加速させ促進する上でも、最低賃金の引上げにより一定水準の賃金が確保されることは、県内における労働力の確保及び若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯止めをかける上で非常に重要な位置付けとなる。

現在の福島県最低賃金は時間額で 689 円となっており、その水準は平成 19 年からの 7 年間全国水準で 31 位と低位で、県内勤労者の賃金水準、経済実勢等と比較しても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引上げが極めて重要な課題となっている。

よって、本市議会は福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金に関する下記事項の実現について強く求める。

記

- 1 福島県最低賃金について、日本再興戦略、経済財政運営と改革の基本方針及び平成 22 年に行われた雇用戦略対話の合意に沿った引上げを図ること。
- 2 福島県の復興促進及び労働人口の流失に歯止めをかけることを踏まえ、上積みの改正を図ること。

- 3 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引上げを行う環境を整備すること。
- 4 一般労働者の賃金引上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月 日

須賀川市議会議長 市 村 喜 雄

内閣総理大臣

厚生労働大臣 宛

福島労働局長

議員提出意見書案第 2 号

J A グループの自己改革の実現に向けた意見書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成 16 年須賀川市議会規則第 1 号）第 8 条第 2 項の規定により提出します。

平成 2 7 年 3 月 1 7 日

生活産業常任委員長 八 木 沼 久 夫

須賀川市議会議長 市 村 喜 雄 様

J Aグループの自己改革の実現に向けた意見書

政府の農林水産業・地域の活力創造プランを踏まえ、今通常国会で農協法の改正が予定されている。

J Aグループの自己改革の基本方向では、農業者の職能組合及び地域組合の性格を併せ持った食と農を基軸とする地域に根差した協同組合として、持続可能な農業及び豊かで暮らしやすい地域社会の実現を目指して総合事業を展開している。これらの取組により、農業者の所得増大、農業生産の拡大及び地域の活性化に貢献していくことがJ Aの重要な役割としており、J Aグループ福島も農業所得向上、食料自給率の向上、本県農業の復興促進等に最大限の役割を發揮すべく、平成28年3月の4 J Aへの合併構想実現を基本に自己改革に取り組んでいるところである。

しかし、法改正の骨格では規制改革会議の提案に沿った中央会の組織及び監査制度の変更、准組合員の利用制限の在り方の検討等が示され、生産現場からは、「農業所得の増大にどう結び付くのか」という疑問や、「政府が進める地方創生に逆行し、誰のための改革なのか」との声が多く上がっている。

J Aの地域インフラとしての機能は、地域経済、社会、コミュニティ等を維持発展させ、地方創生を実現するための重要な役割を果たしており、J Aグループの農業振興及び地域振興が一体となった取組は今後も必要不可欠であり、こうした方向での自主的改革を支援することが必要である。

よって、今通常国会における農協法改正案の審議に当たっては、農協改革が真に農業振興及び地域振興につながるものとなるよう、J Aグループの自己改革実現に向け、下記の事項が確実に反映されるよう強く求める。

記

- 1 准組合員は、農業及び地域経済の発展を共に支える農業者のパートナーとして地方創生にとっても重要であり、今後とも利用制限は行わないこと。
- 2 新たな中央会は、引き続きJ Aの自己責任経営の確立を支援することが重要な任務であり、代表機能、総合調整機能、経営相談及び監査機能が十分に發揮できるよう農協法上に措置すること。また、J Aが監査法人による会計

監査を受けるに当たっては、負担増とならないよう担保すること。

- 3 JA・連合会の事業方式、ガバナンス制度及び法人形態は、組合員・会員の意思に基づき決定されるべきものであり、これを尊重すること。
- 4 JAの総合事業は、農業及び地域社会全体を守るために最も効果的な事業方式であることから、信用事業及び共済事業の分離は強制しないこと。
- 5 農協法の目的及び組合の事業目的に、農業振興に加えて、地域振興及び地域の多面的機能発揮に果たす農協の役割を明記すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月 日

須賀川市議会議長 市村喜雄

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛

農林水産大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（規制改革）

議員提出意見書案第3号

商工業者に対する原発事故営業損害賠償打切り（素案）の撤回を求める
意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀
川市議会本会議規則（平成16年須賀川市議会規則第1号）第8条第2項の規定
により提出します。

平成27年3月17日

生活産業常任委員長 八木 沼久夫

須賀川市議会議長 市村喜雄 様

商工業者に対する原発事故営業損害賠償打切り（素案）の撤回を求める 意見書

経済産業省資源エネルギー庁及び東京電力は、昨年12月25日、福島県商工会連合会に対する説明会において、商工業者に対する原発事故営業損害賠償を事故から5年となる平成28(2016)年2月で終了とする方針(素案)を示した。

しかしながら、原子力発電所事故に伴う営業損害の終期の判断については、中間指針第二次追補において「基本的には被害者が従来と同じ又は同等の営業・就労活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的である」とされている。また、風評被害に対しても、中間指針において「客観的な統計データ等を参照しつつ、取引数量・価格の状況、具体的な買い控え等の発生状況、当該商品又はサービスの特性等を勘案し、個々の事情に応じて合理的に判定することが適当である」とした上で、その終期については一律に示すことは困難であるとしている。

さらに、原発事故現場は、現在も高濃度放射線のために核燃料がどのような状態にあるかさえもつかめず、事故の収束には程遠い状況にあることから、廃炉に向けた作業は長期間困難が伴うものとなることが十分に想定され、福島県内の各産業に一定期間、風評被害が継続することは明らかである。

そうした状況であるにもかかわらず、今回示された素案では、事業環境の回復が確認できる業種・業態があることを理由に農林漁業者を除く商工業者等への賠償を打ち切る考えが示された。これについては、賠償の延長を求める声が相次いだことから、これに代わる暫定案を提示するとし見送られることとなったが、風評被害が皆無になる見通しがまったく立たないにもかかわらず、損害賠償を打ち切ることは到底納得のいくものではない。

よって、政府に対し下記事項の実現について強く求める。

記

- 1 商工業者等への損害賠償を終了するという方針を示した素案を撤回し、個々の事業者の実態に見合った営業損害賠償を引き続き継続すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 3 月 日

須賀川市議会議長 市 村 喜 雄

内閣総理大臣

財務大臣 宛

経済産業大臣

議員提出意見書案第4号

農業改革に関する意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成16年須賀川市議会規則第1号）第8条第2項の規定により提出します。

平成27年3月17日

生活産業常任委員長 八木 沼久夫

須賀川市議会議長 市村喜雄 様

農業改革に関する意見書

政府が骨太方針 2014 及び新成長戦略に位置づけた農業改革は、日本の農業だけでなく国民の食料と地域の将来に重大な影響を及ぼしかねないものである。

この農業改革は、安倍政権の成長戦略の一環として、日本の農業と国民の食を支えてきた地域農業を否定し、農業と農地を企業の利益のために解放しようとするもので、その障害となる農業委員会や農協の事実上の解体も提言している。農業委員の公選制を廃止し、地域農業振興の建議機能を奪うことは、農地管理や農業振興に対する農民の意見表明の場を奪うことになり、更には農業生産法人の要件緩和と併せて企業の農地取得に道を開くことにもつながるものである。

また、JA 中央会の見直し、全農の株式会社化、更に単位農協から信用・共済事業を分離することは、地域の農業、経済等を支え、インフラを提供している農協の役割をないがしろにするもので、労働者の雇用にも重大な影響を与えることとなる。この方向は、企業の利益のために、自主的に運営されるべき協同組合の存在を否定することであり、ICA（国際協同組合同盟）会長も、「協同組合の根本的な原則に攻撃を加えている」と批判している。

当地域における現在の農業従事者の形態は、少人数の家族経営が中心となっており、農業従事者の約 8 割を兼業農家が占めている。一方、米作を中心とした地域農業の担い手の育成も急務となっている。

食糧危機が心配される中、将来にわたって安全安心な食糧の生産、供給を担っていくためには、このような農業従事者の経営実態を踏まえたうえで担い手を育成していくことが必要である。

企業の参入、進出を図るのではなく、担い手の育成を農業政策の基本とし、それを支える諸制度の充実、地域コミュニティの維持及び協同組合を発展させることこそが重要である。

よって、政府に対し下記の事項について強く求めるものである。

記

- 1 骨太方針 2014 及び新成長戦略に位置づけた農業改革を中止すること。

- 2 農業改革に当たっては、地域農業の担い手を育成するための支援策及び諸制度の充実を図るとともに、農業委員会や農協の役割の強化し、生産の振興及び食糧自給率の向上に努めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 3 月 日

福島県須賀川市議会議長 市 村 喜 雄

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛

農林水産大臣

議員提出意見書案第5号

藤沼ダムの維持・管理に関する意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成16年須賀川市議会規則第1号）第8条第2項の規定により提出します。

平成27年3月17日

生活産業常任委員長 八木 沼 久 夫

須賀川市議会議長 市 村 喜 雄 様

藤沼ダムの維持・管理に関する意見書

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災により、本市の農業用ダム「藤沼湖」（以下「藤沼ダム」という。）が決壊し、ダム下流域においては、甚大なる被害を受けたところでありますが、震災から 4 年が経過し、藤沼ダム及び被害を受けた下流域につきましても、着実に復旧・復興が進められております。この間、福島県におかれましては、藤沼ダムの復旧、被災者の生活再建等に関し、いち早い御支援を賜りましたことに対し深く感謝申し上げます。

さて、平成 28 年度の藤沼ダム復旧工事の完成まで 2 年余りとなったことを受け、完成後の維持・管理体制の整備に関し、福島県、須賀川市及び江花川沿岸土地改良区において協議を進めているところでありますが、藤沼ダム下流域の被災住民は、今回の藤沼ダム決壊が未曾有の大災害であったことを考慮し、再建される藤沼ダムの安全・安心確保のため、藤沼ダムの維持・管理には福島県の主体的な関与を強く求めています。

須賀川市及び江花川沿岸土地改良区のみで藤沼ダムの維持・管理を担うことは、技術的にも財政的にも大変厳しい状況であり、藤沼ダム復旧後の地域農業の復興推進のためには、福島県の藤沼ダムの維持・管理への主体的な関与が必要不可欠であります。

これらの趣旨を踏まえまして、地方自治法第 99 条の規定により下記の事項について意見書を提出するものであります。

記

- 1 維持・管理体制の整備に当たり、福島県の積極的な関与の下、福島県、須賀川市及び江花川沿岸土地改良区の三者による体制構築を図ること。
- 2 維持・管理に係る財政的な支援を含めた負担軽減策を講じること。

平成 27 年 3 月 日

福島県須賀川市議会議長 市 村 喜 雄

福島県知事 宛